

「電気施設管理と電気法規解説 11 版改訂」(1刷) 正誤表

ページ	行(図, 表番号)	誤	正
167	下 12	法定自由検査	法定自主検査
	下 7	電気工事法	電気工事士法
169	図 5.2 右下マス	定期安全管理検査 (法第 55 条第 4 条)	定期安全管理検査 (法第 55 条第 4 項)
172	表 5.6 上 4	(内燃力を, 原動力とするものを除く)、電子力	(小型ガスタービン設備, 内燃力を原動力とするものを除く)、原子力
	表 5.6 脚注*	再考使用圧力	最高使用圧力
173	表 5.7 脚注	最高圧力	最高使用圧力
174	下 6	工事計画のとおりに行われているか	工事計画に適合しているか
	表 5.8 タイトル	使用前検査	使用前自主検査
175	下 11	前項の	2.の d.の
176	下 6	国の直接的関与を必要最小限に思想が大きく打ち出され,	国の直接的関与を必要最小限にする思想が大きく打ち出され,
180	下 1	(法第 50 条の 2 第 3, 4 項, 施行規則第 73 条の 6)	(法第 54 条, 施行規則第 90~92)
181	上 7~8	経済産業大臣または	経済産業大臣、(独)原子力安全基盤機構または
	上 15	(法第 55 条第 2 項)	(法第 55 条第 4 項)
	下 2	h. 登録検査機関	h. (独)原子力安全基盤機構
	下 2	経済産業大臣に登録した登録検査機関	(独)原子力安全基盤機構
	下 1	この機関に~詳細に定められている (法 67~79 条)	削除
182	上 5	法 55 条第 2 項)	法 55 条第 4 項)

上記の正誤には法令改正による訂正を含みます。

(2006.6)